

開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の実施について

令和3年2月9日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修をオンライン方式で開催することとしました。

開発途上国では、近年、競争法を導入、又はその運用を強化しようとする動きが活発化しています。本研修は、開発途上国の競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、開発途上国における競争法の導入又は運用の強化に資することを目的として開催されるものです。

当委員会は、平成6年度以降、開発途上国政府からの要請を受け、本研修を開催しており、今回で26回目となります。

記

- 1 期 間 令和3年2月15日（月）～2月19日（金）及び
3月 1日（月）～3月 5日（金）
- 2 開催場所 オンライン方式による開催
- 3 講 師 学識経験者、公正取引委員会事務総局職員
- 4 参加者 13か国の競争当局等の職員 23名（別紙参照）
- 5 主な研修内容
 - ・独占禁止法の規制内容に関する説明
 - ・独占禁止法違反事件に係る審査手続及び企業結合審査に関する説明
 - ・公正取引委員会の競争唱道、広報活動等に関する説明
 - ・公正取引委員会の実態調査に関する説明
 - ・公正取引委員会の国際協力の取組に関する説明
 - ・仮想事例を用いたディスカッション

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課
	電話 03-3581-1998（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

第26回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修
参加予定者リスト

(五十音順)

国	参加人数
インドネシア	1名
ウクライナ	2名
ウズベキスタン	2名
北マケドニア	1名
ケニア	3名
セルビア	1名
タイ	3名
バングラデシュ	2名
フィリピン	1名
ベトナム	1名
マレーシア	3名
ミャンマー	2名
モンゴル	1名
計	23名

(注) ASEAN 事務局がオブザーバー参加